

「特定技能」の “登録支援機関”とは？

GMS 海外人材
マネジメントサービス



はじめに「特定技能」とは？

2019年4月より、主に地方の中小・小規模事業者が直面する深刻な人手不足に対し、外国人材の確保を目指した施策として、新たな在留資格として創設されたのが「特定技能」です。2020年のコロナ禍に伴う政府の水際対策によって技能実習生の入国が厳しくなった際には、新たな外国人材雇用の手段として多くの企業から注目を集めました。“特定”の文字があるように、特定技能はすべての産業に適用されるわけではなく、活用するにはある程度の条件をクリアしなければなりません。



はじめに「特定技能」とは？

▶以下の産業分野に適用されています

介護／ビルクリーニング／素形材産業／産業機械製造業／電気・電子情報関連産業／建設／造船・船用工業／自動車整備／航空／宿泊／農業／漁業／飲食料品製造業／外食業の計14の産業にて、特定技能外国人の受け入れが認められています。

▶特定技能には取得条件が定められています

一定の専門性と技能を有し、即戦力としての雇用を目的とする特定技能は、資格取得において必要な技能と日本語能力に必要な水準が設けられています。試験に合格しないと資格が取れないので、雇用において有能な人材の確保が可能となります。

▶特定技能での雇用には大きなコストがかかります

特定技能外国人の雇用を行うには、受け入れ先である企業は十分な支援を行えることを証明しなければなりません。自社で対応することも可能ではありますが数多くの手続きが必要となり、日常業務に大きな支障を来すことになりかねません。そこで多くの企業は、「登録支援機関」へ委託するケースがほとんどです。

「登録支援機関」とは？

特定技能外国人を雇用するにあたり、出入国在留管理庁へ必要書類の届出や、外国人材への適切な支援を実施する機関が「登録支援機関」です。採用活動自体は日本人雇用同様、特定技能外国人との直接雇用となりますが、外国人材が安定した働き方を実現するための環境づくり、そしてサポートを受け入れ機関である雇用元企業からの委託を受けた登録支援機関が代行します。

では、特定技能外国人を受け入れるためには、本来どのようなことを行わなければならないのか。義務として課せられている要件を紹介し、どれだけ登録支援機関への委託が必要であるかをご認識いただければと思います。



「登録支援機関」とは？

【義務その1】 支援計画の作成および提出

特定技能外国人の活動を安定的、かつ円滑に行っていただくため、受け入れ機関である企業がどのような支援計画を立てているのかをあらかじめ決めておかなければなりません。特に文化も風習も異なる外国人を受け入れるには、日常生活や社会生活両面での手厚いサポートが必要となります。法令により定められた支援内容について書面で計画書を作成した上で、出入国在留管理局への届出も登録支援機関が代行します。

【義務その2】 具体的な支援プランの運用

作成した支援計画書の運用においても、登録支援期間が企業から請け負う形でそれぞれのプランを実行します。具体的には、以下の項目での支援を行います。

1. 事前ガイダンス
2. 入出国の際の送迎（※1）
3. 住居確保および生活に必要な契約支援（※2）
4. 生活に関するオリエンテーション
5. 公的手続きを行う際の同行（※3）
6. 日本語学習の機会提供
7. 相談・苦情の対応窓口業務
8. 日本人との交流促進
9. 人員整理が行われた際の転職相談
10. 定期的な面談や行政機関への通報

（※1） 入国時。・ 出国時は空港までの送迎義務があります （※2） 不動産会社や携帯電話、銀行口座の新規手続き （※3） 社会保障や税金に関する窓口申請など

登録支援機関に関する豆知識

登録支援機関へ委託を行う際、参考にさせていただきたい豆知識を紹介いたします。どこへお願いすればいいかを考え始めた際の参考資料として、ご活用いただけると幸いです。

★登録支援機関の数

登録支援機関は必ず適切な支援責任者や支援担当者の配置を行い、必要書類の提出や手数料の支払いなどの条件をクリアしなければなりません。2022年8月31日の時点での支援機関は、7435もの登録が確認されています。ただし、すべての機関が支援業務を行っているとは限りませんので、委託を行う際には活動状況について事前に確認することをお勧めします。

支援
機関

7435

2022年8月31日時点

登録支援機関に関する豆知識

★登録支援機関の種類

登録支援機関は、大きく分けて3つの業態に分かれます。

- 技能実習の「監理団体」が兼任
- 人材紹介や派遣などの人材サービス会社
- 行政書士や社会保険労務士などの事務所

なお、業態別の優劣は特にありませんので、派遣社員の活用や労務管理など、何かしらの形で取引がある企業や団体に支援機関としての登録があるかどうか、確認するのがもっとも手短で効率的です

★委託費用について

2019年に制度の運用が始まったばかりであるため、登録支援機関によって料金のバラつきがある状況です。ちなみに特定技能外国人一人あたりの費用は、2万円から5万円程度が相場となっております。とはいえ、金額だけで判断するのではなく、支援体制なども十分確認し、吟味してから決定することをお勧めします。

最後に

CAMTECHでは、もっと詳細が知りたい、情報収集がしたいという方向けに、外国人雇用の様々な情報を提供しています。ぜひご活用ください。

資料ダウンロード

外国人雇用の知識をテーマ別にまとめたホワイトペーパーや調査レポートを提供しています。

海外人材マネジメントサービスGMS 資料ダウンロード

<https://gms.ca-m.co.jp/archives/download>

セミナー

外国人雇用の具体的な生の情報をお伝えしています。

海外人材マネジメントサービスGMS セミナーのご案内

<https://gms.ca-m.co.jp/archives/seminar>

海外人材Q & A

よくある質問に一问一答形式でお答えしています。社労士・行政書士に無料相談も可能です。

海外人材マネジメントサービスGMS 海外人材Q & A

<https://gms.ca-m.co.jp/qa>

細やかな気遣い・サポートを提供し、
日本での生活をもっと快適に。



<https://gms.ca-m.co.jp/>

Webサイトでは「社労士・行政書士無料相談」や
「海外人材Q&A」をご用意し、みなさまの疑問や
不安などにお応えいたします。

0120-530-451（受付／平日10:00～18:00）

また、フリーダイヤルでも様々なご相談に対応いたします。
担当者が丁寧にご説明いたしますので、まずは一度ご連絡ください。

お問い合わせ

フリーダイヤル

0120-530-451

営業時間:10:00-18:00(月-金)

GMS 海外人材
マネジメントサービス